関東躁うつ病当事者会(通称「関東ウェーブの会」)会則

2017年3月19日 設立総会において採決 2018年6月2日 総会において改定 2019年6月1日 総会において改定 2021年7月3日 総会において改定

躁うつ病(双極性障害)は躁とうつを繰り返す完治の難しい障害です。

激しい躁状態では社会通念を越えた行為を行なうことも多く、大切な人から縁を切られることもあります。深いうつ状態では動くことさえ困難になり、人と関わることができなくなります。さらに、仲間同士が集まる場すらなく、多くの当事者が深い孤独感に苦しんできました。

そうした中で、2006 年に関東ウェーブの会は発足しました。当事者同士が出会い、他では共有することのできないつらさや悩みを分かち合い、共にこの病気に向き合える場ができたことは、今までにないことでした。

この会は躁うつ病者がどんなに孤独であっても気軽に集まることができ、全ての躁うつ病者に開かれた誰一人排除することのない場です。その場を 2017 年に会員制の当事者会とし、当事者自身の手で発展させてきました。

今後、躁うつ病者が幸せに生きていくためにも、障壁となる社会のしくみが取り除かれた、 全ての人々が共に幸せに生きることができる社会を創り出していくことが必要だと私たち は考えています。

この会において私たちが大切にしていくことは下の4つの精神にまとまっています。

- 1. 躁うつ病者がどんなに孤独であっても、気軽に集まり話し合える会
- 2. 全ての躁うつ病者に開かれた、誰一人排除しない会
- 3. 安定して継続できる会
- 4. 自分たち自身で作っていく当事者中心の会

この精神を継続するために必要最低限度の会則・細則を、ここに定めます。

(名称)

- 第1条 この会の名称を「関東躁うつ病当事者会」とします。
 - 2. 通称は「関東ウェーブの会」です。
 - 3. 躁うつ病と双極性障害は同義とします。

(連絡先)

- 第 2 条 この会の連絡先は電話・ファックス番号とメールアドレスをこの会の公式サイト に公表します。
 - 2. この会の所在地は、手続きなどで必要な場合、相手方に明らかにします。

(目的)

第 3 条 この会は前文の精神に基づき、躁うつ病の当事者が誰一人分け隔てなく参加できる場を継続することを基礎とし、自らの手で人々と共に幸せに生きることができる社会を創り出していくことを目的とします。

(活動)

- 第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、以下の活動を行います。
 - (1) 概ね月1回の例会の開催
 - (2) 概ね年1回の運営交流会の開催
 - (3) 公式ウェブサイトの運営と掲示板やチャットなどを通した交流
 - (4) その他目的の達成のために必要が生じた活動

(構成)

- 第5条 この会は会員と賛助会員で構成します。
 - 会員は、躁うつ病当事者である限り、制限を設けません。
 躁うつ病当事者とは、一度でも躁状態を経験したことがある方とします。
 - 3. 賛助会員は、当事者の家族、交際相手及びこの会の趣旨に賛同して共に歩み、支援して下さることを確認した方とします。
 - 4. 入会にあたっては入会申し込みを行った上で、会費を納入する必要があります。
 - 5. 会員及び賛助会員が退会する場合は、事務局に届け出る必要があります。
 - 6. 会員、賛助会員以外にこの会の活動や行事に参加される方を「参加者」として、細 則に定めます。
 - 7.但し会員、賛助会員、参加者には、前文や目的にあるように当事者会として公的機 関や権威からこの会が自立していることを重視し、それを歪めようとする者を含 まないものとします。

(除名)

第 6 条 第 5 条の但し書きに反して入会もしくは活動した者は総会において除名することができます。その場合は、その者に弁明の機会を与えなければなりません。

(機関・議決)

- 第7条 この会の議決を行う機関として総会と事務局を置きます。
 - 2.総会に参加、もしくは議決権行使書または委任状を提出した会員を議決権者とします。総会は議決権者が会員総数の 1/2 以上であることをもって成立します。総会の決定は他に定めのない場合、議決権者の 1/2 以上の賛成で決定します。議長は総会冒頭で決めます。
 - 3.総会は事務局の決定で招集します。特別の事情がない限り、毎年1 回以上開催し、 次の事項を議決します。
 - (1) 会員の年会費
 - (2) 年度活動報告及び決算の承認
 - (3) 事務局員の選任
 - (4) 年度活動計画及び予算
 - (5) この会の解散、合併に関する事項
 - (6) 第6条に基づく会員の除名に関する事項
 - (7) その他、この会の運営に関する重要事項
 - (8) やむを得ず、当日提出された緊急動議
 - 4.事務局会議は事務局員で構成します。休職中以外の事務局員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議決します。事務局員が休職する場合は事務局会議での承認が必要です。休職中の議決権については細則に定めます。
 - 5. 事務局会議は事務局の一員が招集し、総会に付託すべき事項、総会の議決の執行に 関する事項、及びこの会の日常の運営に関する事項を議決します。

(事務局及び会計監査)

第8条 この会の事務局は事務局員で構成します。

事務局は総会の議決の執行及び日常の運営を行います。

2. 事務局員の中に次の役割を置きます。

事務局長1名、会計1名

- 3.会計を監査するため 1 名以上の会計監査を置きます。会計監査は必要に応じて事務局会議に参加することができます。
- 4. 事務局員及び会計監査は会員の中から総会で選任します。任期は次の総会で後任が選任されるまでとし、再任は妨げません。

(活動年度)

第9条 この会の活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とします。

(財産の管理)

第10条 この会の会計処理及び管理方法は事務局が定めます。

(過半数以上を要する議決)

第11条 会則の改正及び会員の除名は、総会において議決権者の2/3以上の賛成で議決します。上記以外の議案を会場で修正可決するかは、会場に出席した議決権者の2/3以上の賛成で議決します。会場の議決権者の1/2以上をもってその審議の必要性を採択された緊急動議は、その2/3以上の賛成をもって議決します。

(細則)

第12条 この会則の実施に必要な細則は、総会において定めます。

(雑則)

第13条 この会則は、2021年7月3日の総会で採決の後、直ちに施行します。

2017年3月19日採決 2018年6月2日改定 2019年6月1日改定 2021年7月3日改定

(会員、賛助会員以外の参加者)

- 第1条 この会の活動や行事には、会員、賛助会員と同様に以下の方が「参加者」として参加できます。
 - (1) 躁うつ病の当事者
 - (2) 躁うつ病当事者の家族もしくは交際相手
 - (3) この会の趣旨に賛同して共に歩み、支援して下さることを確認した方

(総会の運用)

- 第2条 総会の招集は1ヶ月以上前に事務局が行ないます。
 - 2. 総会の開催および招集はインターネット上で行えるものとします。
 - 3. 招集には日時と会場を明記しなければなりません。
 - 4.総会の2週間以上前に、総会における議決事項を記載した議決権行使書または委任状を通知します。この通知及びその回答にはインターネットを使用できます。
 - 5.総会での議決権を持つのは第7条に基づき、総会の1ヶ月以上前に会員になったものとします。
 - 6. 議決権者以外の参加者も、オブザーバー参加することができます。
 - 7. 事務局員は会員 2 名以上から推薦された立候補者の中から選任します。

(事務局内での役割)

第3条 事務局員選出後、互選でその役割を決めます。

(スタッフ)

第4条 事務局は活動や行事を行なうために、会員、賛助会員の中から必要なスタッフを募 集し選任します。

任期は特に定めません。辞任にあたっては事務局に届け出が必要です。

(事務局の運用)

- 第5条 事務局会議を月1回以上開催します。
 - 2. 事務局会議はインターネット上で行なうことができます。
 - 3. スタッフもしくは事務局が必要と認めた会員は事務局会議にオブザーバー参加することができます。
 - 4.休職中の事務局員が事務局会議に出席した場合、その議決権は有効とします

(会費)

- 第6条 会員、賛助会員の年会費は1200円とし、1月以降に入会する場合の会費は半額とします。また会員の例会への参加は無料とします。入会がその年度の1月以降で次年度の会費の全額を納入された場合は、その時点から次年度を通して会員となることができます。
 - 2. 会員、賛助会員以外の例会参加には、会場費として 1 回 300 円の参加費が必要です。
 - 3.総会と運営交流会の参加費は無料です。
 - 4. その他の行事の参加費については、その都度事務局が決めることとします。

(会員資格の期間)

第7条 会員、賛助会員の資格は、納入された会費年度の年度末までとします。但し、会員 には次年度の初めに開かれる総会の議決権があるものとします。